

**東日本大震災被災者にかかる板橋区国民健康保険
一部負担金等免除等の取り扱いに関する要綱**

(平成 23 年 6 月 15 日 区長決裁)
(平成 23 年 8 月 30 日 一部改正)
(平成 24 年 2 月 29 日 一部改正)
(平成 25 年 2 月 20 日 一部改正)
(平成 26 年 2 月 25 日 一部改正)
(平成 27 年 2 月 26 日 一部改正)
(平成 28 年 2 月 24 日 一部改正)
(平成 29 年 2 月 24 日 一部改正)
(平成 30 年 2 月 22 日 一部改正)
(平成 31 年 2 月 21 日 一部改正)
(令和 2 年 2 月 25 日 一部改正)
(令和 3 年 2 月 25 日 一部改正)
(令和 4 年 2 月 28 日 一部改正)
(令和 5 年 2 月 28 日 一部改正)
(令和 6 年 2 月 29 日 一部改正)
(令和 6 年 12 月 2 日 一部改正)
(令和 7 年 2 月 28 日 一部改正)
(令和 8 年 2 月 27 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（以下「政令」という。）に基づき、板橋区国民健康保険の被保険者となった被災国保被保険者にかかる一部負担金等の免除及び還付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、国民健康保険法及び法における用語の例による。

(被災国保被保険者)

第 3 条 この要綱により、次条各号に掲げる額（以下「一部負担金等」という。）の免除を受けることができる被災国保被保険者は、板橋区国民健康保険被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災（以下「大震災」という。）による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの

- (2) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったもの
- (3) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- (4) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したもの
- (5) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大地震による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がないもの
- (6) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住しているため、避難を行っているもの
- (9) その他前各号に準ずる者として板橋区長（以下「区長」という。）が認めたもの（一部負担金等）

第 4 条 被災国保被保険者が免除を受けることができる額は、次のとおりとする。

- (1) 療養の給付における一部負担金
- (2) 入院時食事療養費を支給する際の食事療養標準負担額
- (3) 入院時生活療養費を支給する際的生活療養標準負担額
- (4) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に関する保険外併用療養費、療養費及び特別療養費の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
- (5) 国民健康保険法第 53 条第 2 項第 1 号（同法第 54 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 54 条の 2 第 4 項の規定により支給される保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額
- (6) 国民健康保険法第 54 条第 3 項の規定により支給される療養費の一部負担金相当額

（免除期間）

第 5 条 第 3 条第 1 号から第 5 号までに該当するものの一部負担金等を免除する期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1号又は第5号に掲げる額の免除の場合 平成23年3月11日から平成24年9月30日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。ただし、第3条第3号に該当する者については、平成24年9月30日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかになるまでの間とする。
 - (2) 前条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる額の免除の場合 平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。ただし、第3条第3号に該当する者については、平成24年2月29日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかになるまでの間とする。
- 2 第3条第6号から第8号までに該当するものの一部負担金等を免除する期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。
- (1) 前条第1号又は第5号に掲げる額の免除の場合 第3条第6号及び第7号の指示があった日から令和9年2月28日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。第3条第8号においては特定避難勧奨地点として特定した旨を通知した日から令和9年2月28日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。ただし、該当者のうち世帯に属する国民健康保険の被保険者について、上位所得層（令和7年（令和8年7月までの間において、令和6年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯をいう。以下同じ。）に該当する場合を除く。
 - (2) 前条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる額の免除の場合 第3条第6号及び第7号の指示があった日から平成24年2月29日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。第3条第8号においては特定避難勧奨地点として特定した旨を通知した日から平成24年2月29日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。また、当該指示又は特定等が解除されたものについては、平成24年2月29日までの間の板橋区国民健康保険の被保険者であった期間。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、第3条第6号から第8号までに該当する者（上位所得層に該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げるものの免除期間については、前項第1号中「令和9年2月28日」とあるのは、それぞれ当該各号に定める日に読み替えるものとする。
- (1) 次のいずれかに該当する者 令和7年3月31日
 - ア 平成26年までに避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等（いずれも解除又は再編された場合を含む。）をいう。以下同じ。）の指定が解除された旧避難指示区域等（平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪

江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等をいう。以下同じ。)の被保険者

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等以外の被災地域の被保険者

(2) 平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等の被保険者 令和8年3月31日

(一部負担金等の免除手続)

第6条 一部負担金等の免除を受けようとする被災国保被保険者が属する世帯の世帯主は、国民健康保険一部負担金等免除申請書(別記第1号様式。以下「免除申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受け、第3条に定める要件に該当する場合には、国民健康保険免除証明書(別記第2号様式。以下「免除証明書」という。)を申請者に交付する。

3 区長は、一部負担金免除等台帳を作成し、前2項にかかる処理経過等必要事項を記録するものとする。

(免除申請の添付書類等)

第7条 区長は、前条第1項の免除申請書のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類の提出を求めることができる。

(1) 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合 罹災証明書又は被災証明書。ただし、航空写真を活用して全壊と判定したことが確認できる場合及び被災者生活再建支援法第2条第2項ハに規定する長期避難世帯として取り扱う区域に住所を有していることが確認できる場合は書類の提出を要しないものとする。

(2) 主たる生計維持者が死亡した場合 罹災証明書又は被災証明書。罹災証明書又は被災証明書の、主たる生計維持者の死亡の記載がない場合は、主たる生計維持者の死亡診断書(当該死亡診断書のみでは第3条第2号の要件該当性判断が困難な場合にあつては併せて死亡診断書に準じる医師による証明書)又は主たる生計維持者にかかる死体検案書

(3) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合 医師の診断書

(4) 主たる生計維持者の行方が不明である場合

ア 公的給付等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく遺族補償年金等)支給決定通知書の写し

イ 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し

ウ 第三者(事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等)の証明書

エ その他これらに準じる書類

(5) 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し現在収入がな

い場合廃業届等、公的に交付される書類であって、事実確認が可能なもの

(6) 大震災による主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合 雇用保険の受給資格者証など公的に発行される書類

(7) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難若しくは退避を行っている場合又は同法第 20 条第 2 項の規定による、計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合 住民票の写しなど退避指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの。ただし、板橋区において当該事実が確認できる場合を除く。

(8) 特定避難勧奨地点として原子力災害現地対策本部の長の特定の対象となっている場合 原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として特定した住居に居住しているため、避難を行っていることが確認できるもの

2 前項各号に掲げる書類の入手が困難である場合は、申請者による申立書をもって確認書類とみなすことができる。ただしこの場合において、当該事項に関わる親類、知人又は事業主等により当該事項を証明する申立書を徴するものとする。

(一部負担金等の還付)

第 8 条 被災国保被保険者が、第 5 条に定める期間内において、第 6 条第 2 項の免除証明書の交付を受けるまでの間に、一部負担金等を支払った場合、当該一部負担金等の還付を請求することができる。ただし、平成 23 年 7 月 1 日以降に被災国保被保険者が受けた療養の給付等又は指定訪問看護にかかる一部負担金等の還付については、板橋区の責に帰すべき理由より免除証明書の交付を受けることができなかつた場合に限る。

(一部負担金等の還付手続き)

第 9 条 一部負担金等の還付を受けようとする被災国保被保険者は、国民健康保険一部負担金還付申請書（別記第 3 号様式。以下「還付申請書」という。）に、理由を付したうえ、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受け、還付をすることが妥当であると認めた場合には、当該還付申請者が属する世帯の世帯主に国民健康保険支給決定通知書（別記第 4 号様式）により通知し、当該一部負担金等を還付するものとする。

3 区長は、第 1 項の申請を受け、還付することが妥当でないと認めた場合には、国民健康保険決定通知書（別記第 5 号様式）により当該申請者の属する世帯の世帯主へ通知するものとする。

第 10 条 一部負担金等の還付を受けようとする被災国保被保険者は、還付申請書のほか、以下の書類を添付しなければならない。

(1) 一部負担金等を支払ったことを証する保険医療機関が発行した領収証又は支払った一部負担金等の額が確認できる書類

(2) 第 7 条第 1 項各号に定める書類。ただし、既に免除証明書の交付を受けている場合を除く。

(一部負担金等の免除等の取消し)

第11条 区長は、虚偽その他不正行為により第6条第2項の免除証明書の交付を受け、あるいは前3条の還付を受けたものがある場合には、当該決定を取り消すことができる。

2 前項による取消し前に、既に一部負担金等の免除あるいは還付がなされていた場合には、当該免除あるいは還付された一部負担金等の返還を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

付則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年2月28日限り、その効力を失う。ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付保発0502第3号保険局長通知)に基づく免除措置に対する財政支援に伴う事務処理を行うのに必要な範囲内において、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付則

1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年2月28日限り、その効力を失う。ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付保発0502第3号保険局長通知)に基づく免除措置に対する財政支援に伴う事務処理を行うのに必要な範囲内において、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付則

1 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年2月29日限り、その効力を失う。ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付保発0502第3号保険局長通知)に基づく免除措置に対する財政支援に伴う事務処理を行うのに必要な範囲内において、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付則

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、別記第2号様式、別記第4

号様式及び別記第5号様式の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、平成29年2月28日限り、その効力を失う。ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付保発0502第3号保険局長通知）に基づく免除措置に対する財政支援に伴う事務処理を行うのに必要な範囲内において、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年2月28日限り、その効力を失う。ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付保発0502第3号保険局長通知）に基づく免除措置に対する財政支援に伴う事務処理を行うのに必要な範囲内において、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付則

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年2月28日限り、その効力を失う。ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日付保発0502第3号保険局長通知）に基づく免除措置に対する財政支援に伴う事務処理を行うのに必要な範囲内において、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

付則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第5号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。